

## 平成 30 年大阪府北部を震源とする地震にかかる 災害救助法の適用と入院給付金の特別取扱いについて【第 1 報】

FWD 富士生命保険株式会社

このたびの平成 30 年大阪府北部を震源とする地震にかかる被害を受けられました皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。一日も早く復旧されますことを、お祈り申し上げます。

弊社では、災害救助法適用地域で被害を受けられたお客さまからお申し出をいただいた場合、特別のお取扱いを実施いたします。

1. 保険料払込猶予期限の延長  
お申し出により、保険料の払込の猶予期限を最長 6 ヶ月間延長します。
2. 保険金・給付金・契約者貸付金等の簡易迅速なお支払い  
お申し出により、必要書類を一部省略あるいは簡素な取扱いなどにより迅速なお支払いに努めます。

また、入院給付金のご請求につきましては、以下のお取扱いをいたします。

### (1) ご対象者となられる方

「平成 30 年大阪府北部を震源とする地震」による影響のため医療機関の事情で必要な入院治療を受けられなかった被保険者さま

### (2) 特別取扱

病院の事情により、被災後直ちに入院できず、かつ、臨時施設等で医師の治療を受け、その後入院した場合は、被災日から入院を開始したものとみなし、その分の給付金をお支払いする等の特別取扱いを行います。

\*入院による治療が必要であったにもかかわらず、病院または診療所にご入院できない場合でも、本来必要な入院期間についての医師の証明書等のご提出等により、入院給付金のお支払いの対象期間に含めます。

### (3) 適用条件

上記に該当する治療の必要性について医師の証明等があること

■災害救助法の適用状況

法適用日	適用地域	
2018年6月18日 【第1報】	大阪府	大阪市（おおさかし） 豊中市（とよなかし） 吹田市（すいたし） 高槻市（たかつきし） 守口市（もりぐちし） 枚方市（ひらかたし） 茨木市（いばらきし） 寝屋川市（ねやがわし） 箕面市（みのおし） 摂津市（せつつし） 四條畷市（しじょうなわてし） 交野市（かたのし） 三島郡島本町（みしまぐんしまもとちょう）

以上

お問合せは、FWD富士生命 総合サービスセンターにて承っております。

**総合サービスセンター**  
**0120-211-901 (通話料無料)**  
※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。  
※受付時間 平日9:00～18:00  
(土・日・祝日・年末年始を除く)

LC法第16-253号